

# 動物試験取扱規程

制定日 : 2017年4月1日

一般財団法人 日本建築総合試験所

## 第1条【目的】

1. この動物試験取扱規程（以下、「本規程」という。）は、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号）に準拠した手続きその他必要な事項を定めることにより、一般財団法人日本建築総合試験所（以下、「法人」という。）における動物試験の適切な実施を図ることを目的とする。

## 第2条【用語の定義】

1. 実験動物：試験に供するため、施設で給餌、給水及び保管している哺乳類(マウス)をいう。
2. 施設：実験動物の給餌、給水及び保管並びに動物試験を行う施設をいう。
3. 動物試験：実験動物を用いた試験をいう。
4. 管理者：実験動物、施設及び動物試験を管理する者をいい、動物試験を実施する当該試験室長がこの任にあたる。
5. 試験実施者：動物試験を行う者をいう。
6. 実験動物管理者：実験動物の管理を担当する者をいう。

## 第3条【実験動物の入手】

1. 実験動物の入手先の選定は、下記を基準とし、種類、個体数を明確にして発注しなければならない。
  - (1) 無菌動物を供給できること。
  - (2) 安全に動物輸送ができること。
2. 受入時は、実験動物の種類、個体数及び健康状態を確認し、記録しなければならない。

## 第4条【実験動物の管理】

1. 実験動物は、逸走しない構造で安全が保持できる強度を有する適切なゲージを使用するとともに、1ゲージの個体数量制限を設けて、過度なストレスがかからない適切な健康状態が維持できるよう管理しなければならない。
2. ゲージは、温度、湿度等が適切な環境下の施設内において保管し、関係者以外の立ち入りを制限しなければならない。
3. 実験動物管理者及び試験実施者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、動物試験までの間、必要に応じて適切な給餌及び給水を行わなければならない。
4. 実験動物管理者及び試験実施者は、実験動物を取り扱う際は、実験動物が疾病にかからないよう手袋の着用又はアルコール消毒を行い、細心の注意を払わなければならない。

## 第5条【実験動物の生産、飼育、輸送】

1. 実験動物を繁殖してはならない。
2. 実験動物を飼育してはならない。
3. 実験動物を輸送してはならない。

## 第6条【実験動物の処理】

1. 試験後の実験動物は、できる限り苦痛を与えない方法である「頸椎脱臼」又は「麻酔薬の投与」により殺処分する。

2. 殺処分した実験動物は、専門業者に処理を委託しなければならない。

#### 第7条【試験計画の作成】

1. 管理者は、当該年度の「動物試験計画」（様式1）を作成して動物試験管理委員会に提出し、委員会の承認を得る。

#### 第8条【試験終了報告等の作成】

1. 管理者は、前条で承認を得た「動物試験計画」を終了した場合は、「動物試験報告」（様式1）を作成して動物試験管理委員会に報告する。
2. 管理者は、動物試験の透明性を確保するため、自己点検・評価を行ない動物試験管理委員会に報告する。

#### 第9条【動物試験管理委員会】

1. 法人は、法令に基づく適正な動物試験の実施を総合的に管理するため、動物試験管理委員会を設置する。
2. 動物試験管理委員会の役割は次のとおりとする。
  - (1) 「動物試験計画」の承認、「動物試験報告」の確認
  - (2) 「自己点検・評価」の法令等への適合性の評価
  - (3) 本規程の見直し
  - (4) 本規程、「動物試験計画」、「動物試験報告」及び「自己点検・評価」の公表
3. 動物試験管理委員会は、次のもので構成する。
  - (1) 試験研究センター長
  - (2) 環境部長、構造部長、材料部長及び品質保証部長
  - (3) 管理者
4. 動物試験管理委員会は、会議形式で実施することを原則とするが、書面決議も認める。なお、書面決議の場合は、委員全員の可決同意をもって決議されたものとする。

#### 第10条【教育訓練】

1. 管理者は、実験動物管理者及び試験実施者に対し、次の教育訓練を実施しなければならない。
  - (1) 法令及び本規程に関する事項
  - (2) 動物試験の方法に関する事項
  - (3) 実験動物の入手、管理に関する事項
  - (4) その他、必要な事項
2. 管理者は、教育訓練実施日、内容及び受講者名の記録を保存しなければならない。

#### 第11条【記録の保管】

1. 本規程に関連して発生する記録は、当該事業年度の翌年度から起算して10年間、管理者が保管する。

#### 第12条【規程の改正】

1. 本規程の改正は、理事長が役員会の承認を得て決定し、改正時には職員に周知を図るものとする。

### 第13条【改正歴】

1. 本規程の改正歴は次のとおりである。

（第一版制定）本規程は、2017年4月1日より施行する。